

大野市公共下水道条例の一部を改正する条例

大野市公共下水道条例（平成１２年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（指定工事店の指定） 第７条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。ただし、規則で定める軽微な工事について<u>又は災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が排水設備工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> ２・３ （略） （指定の申請） 第８条 （略） ２ 前条第１項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 （１） （略） （２） 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称、所在地及び代表者の氏名並びに第１０条第１項	（指定工事店の指定） 第７条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。ただし、規則で定める軽微な工事について<u>はこの限りでない。</u> ２・３ （略） （指定の申請） 第８条 （略） ２ 前条第１項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 （１） （略） （２） 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称、所在地及び代表者の氏名並びに第１０条第１項

の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任</u>することとなる<u>責任技術者の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u> 3 (略) (指定の基準) 第9条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条第1項の指定を行う。 (1) <u>責任技術者を1人以上選任していること。</u> (2) 水道法第25条の4第1項に規定する給水装置工事主任技術者を<u>1人以上選任していること。</u> (3)～(5) (略) 2 (略) (責任技術者) 第10条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を<u>選任しなければならない。ただし、福井県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u> 2・3 (略) (除害施設の設置等) 第17条 法第12条の11第1項の	の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属</u>することとなる<u>責任技術者の氏名</u> 3 (略) (指定の基準) 第9条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条第1項の指定を行う。 (1) <u>責任技術者が1人以上専属している者であること。</u> (2) 水道法第25条の4第1項に規定する給水装置工事主任技術者が<u>1人以上専属している者であること。</u> (3)～(5) (略) 2 (略) (責任技術者) 第10条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を<u>専属させなければならない。</u> 2・3 (略) (除害施設の設置等) 第17条 法第12条の11第1項の
--	---

規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用するものは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(4) （略） (5) 六価クロム化合物 1 リットルにつき六価クロム <u>0. 2 ミリグラム</u>以下 (6)～(42) （略） (43) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので県条例により当該公共下水道からの放流水に関する排出基準が定められたもの（第 38 号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。） 当該排出基準に係る数値 2 （略）	規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用するものは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(4) （略） (5) 六価クロム化合物 1 リットルにつき六価クロム <u>0. 5 ミリグラム</u>以下 (6)～(42) （略） (43) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので県条例により当該公共下水道からの放流水に関する排出基準が定められたもの（第 38 号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。） 当該排出基準に係る数値 2 （略）
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。